

平成二十一年五月八日提出
質問第三八二号

農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問主意書

本年四月三十日付の読売新聞夕刊に、農林水産省の出先機関のうち少なくとも十四の機関で、機関の長が同省の労働組合である全農林労働組合の要求を受け入れ、勤務評定を人事に反映させないとする文書（以下、「文書」という。）を交わしていたことが同日わかったとの記事（以下、「読売記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「読売記事」によると、「文書」には「勤務評定による労働条件の差別は一切行わない」、「労働条件についてはすべて組合と事前に協議する」という項目が十四機関ではほぼ共通しており、他には「職員が勤務評定に『反対』していることを認め、上部に伝える」、「学歴、学閥などによる差別をなくす」、「労働条件、労働慣行にかかる既得権は尊重する」等の項目もあり、更には、七年に一度、必ず特別昇給することをルールとして定める機関もあつたとのことであるが、右は事実か。

二 一が事実なら、その様な取り決めを行うことは、国民全体の奉仕者である国家公務員としてふさわしい行為であつたか。農水省の見解如何。

三 「文書」はいつ頃から交わされていたか。

四 農水省において「文書」が交わされていたことを初めて知ったのはいつか。

五 「読売記事」にある「文書」の内容は、国民の一般常識、一般的感覚からしても到底理解の得られるものではなく、例えばそのうちの、職員個々の能力、努力に関係なく七年に一度、特別昇給するというルールは、国民の税金を無駄遣いしていることに他ならないと考える。農水省として、これまで「文書」が交わされ、このような非常識な慣行が罷り通ってきたことを把握できなかったのはなぜか。

六 農水省として、最初に「文書」が交わされていた時にさかのぼり、責任ある者に対して然るべき処分を下す必要があると考えるが、農水省の見解如何。

右質問する。